
教育補助金と教育バウチャー制度の視点からみた 現代教育財政への一考察

中村 文夫 樋口 修資

要約

近代公教育は、共通点と歴史性に規定された相違点が、各国にある。教育の機会均等や教育水準の維持向上という近代公教育の理念を実現するための公教育の無償、それを具体化する教育財政についても同様のことが言える。この論考では、各国の教育財政制度における機関補助型の補助金制度と、個人補助型の教育バウチャー制度の比較検証を行う中で、それらの制度の問題点と課題を考察することとする。

第1章では、教育財政の現代的な課題として国からの補助金のあり方を、英米両国とフィンランドを加えた比較検討の中で、機関補助型の補助金を特定補助金、一般補助金、包括補助金に分類して、日本の教育財政の状況をふまえて検討・考察を行った。地方分権を前提とした教育の事後評価と連動した財政投入の一つとしての補助金によるコントロールが英米国で見られるのに対して、フィンランドでは地方の自主性に任せられている。日本では、義務教育費国庫負担制度として定着してきた。これは、特定補助金と一般補助金を組み合わせた独自の財政制度である。さらに、教職員定数管理と連動しての政策的なコントロールが行われてきたことに特徴があることを明らかにした。

また、公教育の無償を実現する方法として様々な機関補助型の財政・補助金制度が各国で定着してきたが、フリードマンに始まる教育バウチャー制度の構想は、個人に特定目的の補助金を支出すべきであるとしている。第2章では、米国、チリの教育バウチャー制度の状況を分析し、福祉目的型に限定された導入のあり方と階層格差拡大をもたらす導入のあり方に類別し、教育バウチャー制度の課題と問題点を考察した。また、授業料と税金の二重払いであるとの観点から教育バウチャーの導入を支持する言説は、公教育が社会的な共通基盤を作る作用を含んでいることから、問題のたて方自体が誤りである点を指摘する。

日本での教育バウチャー論議は、諸外国の導入状況などを含め、その経緯を踏まえ論点を整理するなかで、教育バウチャーのねらいが、株式会社立学校への公的補助を迂回的に導入するための方策に行きつくことを明らかにした。

以上の考察により、近代公教育の理念を尊重し、地方自治に立った教育財政の安定性を確保するためには、教育バウチャー制度の導入ではなく、公設公営型学校を中心に充実させていくための自主財源と補助金をベースにした政策を進めることが現代教育財政にとって妥当な方策であることを結論とする。

キーワード

教育の機会均等 公教育の無償 機関補助と個人補助 教育バウチャー制度

はじめに

近代公教育は、共通点と歴史性に規定された相違点が、各国にある。教育の機会均等や教育水準の維持向上という近代公教育の理念を実現するための公教育の無償、それを具体化する教育財政についても同様のことが言える。この論考では、各国の教育財政制度における機関補助型の補助金制度と、個人補助型の教育バウチャー制度の比較検証を行う中で、それらの制度の問題点と課題を考察することとする。

日本の戦後の教育行財政制度は、第1次米国教育使節団報告書に基づき、教育の地方分権と教育の中立性を実現するために、教育委員会制度を地方に設置したところに特色がある。教育委員会制度は米国、韓国そして日本のみと世界的に見れば特殊な教育行政制度であり、日本では、首長から独立した執行権限を有する行政委員会制度の一つとして戦後創設され、行政の多元主義（チェック・アンド・バランス）を担保する機能を有している。財政的には、米国で実施されていた教育税の導入も、教育委員会制度創設に際して、教育刷新委員会でいったんは検討された¹⁾。そのような経緯もあるが、戦前からの義務教育費国庫負担制度という負担金・補助金と地方交付税の混合型の財政制度により、義務教育実施にとって中核的な経費である教職員給与費等が今日まで維持されてきたところに特徴がある。

第1章において、この教職員人件費のあり方を中心にして論究する。また、第2章においては、第1章で分析した公設公営型の公教育を支えてきた機関補助型の教育財政からの転換を目指す教育バウチャー制度導入の背景と理念を明らかにしつつ、教育バウチャー制度の現状と問題点について、米国などにおける実践事例等を参照し、検証を行うこととする。

1章 教職員人件費を中心とした教育関連補助金

1 我が国の義務教育行財政の仕組み

教育財政は人件費を中心に、学校施設・設備費及び教材費等から成り立っている。学制発布の時期の小学校建設あるいは戦後の義務教育期間の延長に伴う新制中学校の建設の時期を除いて、教育財政の中心的な課題は教職員人件費をいかに確保するかであった。日本に教育委員会制度を持ち込んだ米国では学校区（School District）ごとに教育税（目的税）を徴収し、それに州や連邦政府からの補助金が付加されて支出される構造となっている。米国に統治されていた沖縄では一時期、教育委員会制度と教育税とがセットで実施されてきた経緯がある。また、韓国でも教育税が実施されている。これに対して我が国では、教育委員会制度創設の過程で教育税による独自財源が論議されたが、結局、教育税は実施されず（なお、学制実施前の京都市の「番組小学校」では、学区からの「竈金」という教育税を徴収していた歴史がある。）、戦前から一時の廃止時期を除いて補助金・負担金と地方

交付税との混合型の教育財政構造が続いてきている。

地方自治体は、財政面から見た場合、自主財源と国庫補助負担金によって運営されている。用途を特定した「特定補助金 (Specific Grants)」と用途を定めない「一般補助金 (General Grants)」とに区分され、前者が国庫補助負担金に該当し、後者が地方交付税である。またこの両者の中間には用途の制限の緩やかな「包括補助金 (Block Grants)」がある²⁾。国が地方自治体等に対して支出する特定補助金は地方財政法第16条の補助金と第10条の負担金に大別される。義務教育費国庫負担金は、地方財政法第10条にいう「国と地方公共団体相互に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある」国庫負担金の性格を有しており、文部科学省が所管する最大規模の特定補助金である。それに加えて、総務省が所管する地方自治体の財源保障と自治体間の財政力格差是正を目的とする地方交付税が裏財源として付随する特殊な形態もっている。さらに、教職員人件費に限定され、文部科学省の教職員定数管理（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下、義務標準法という。)に基づく教職員定数管理)ともリンクするという制度である点も特色となっている。米国も英国も日本のような定数管理とリンクした国庫負担補助金制度は存在しない。

義務教育費国庫負担金は小泉構造改革内閣による「三位一体改革」(国庫補助負担金、地方交付税、税源配分のあり方の一体的な見直し)により2004(平成16)年度から2006(平成18)年度にかけて、負担割合が人件費の1/2負担から1/3負担に縮減された。さらに、2009(平成21)年の総選挙の結果、政権交代をした民主党は、「ひもつき補助金」の廃止と「一括交付金」化への実施に向けた検討を進める状況となっている³⁾。各省庁が所管する特定補助負担金からの転換が構想された「一括交付金」は、地方交付税ほどの自由裁量を求めていないので中間的な形態である「包括補助金」としての性格を有しているといえる。一括交付金の議論の中でも「準公共財」としての性格を有する福祉や教育に関しては、確実に教育や福祉に財源が充当されるような厳しい用途の制限を加えるべきとの観点から、文部科学省は、裏財源のない英国(イングランド)の「義務教育特定負担金」を参考に、全額特定補助金である「教育一括交付金」を構想し提案しているが⁴⁾、現在も政府では一括交付金の制度設計は固まっていないままである。

2 欧米の教育行財政の仕組み

一般に内政に関する権限を州が持っている米国では、教育行財政制度についても、連邦政府が教育に関する権限を有していないことが特徴である。州は学区という教育に特化した地方政府へ、初等中等教育行政の権限を委譲し、学校運営に必要とされる税財源を自ら徴収し、予算を編成することができるようにしている。学区は教育委員会をもち、教員人件費等の経常的な経費のために教育税として「地方財産税 (Local Property Tax)」を徴収するばかりか、学校建築関係などの投資的経費を、債券発行によって調達する権限もっている。そこには、地域住民の参画と自主統制を尊重する国民性が表れている。同時に、教育税の徴収等については、学区間の財政格差や学齢児童・生徒のいない家庭や私立学校に通わせている家庭からの税負担への不満も指摘されている。このような不満等を背景として後述する教育バウチャー制度の導入が一部で進められているとされる。

地域的な貧富の差を解消するために州政府は、児童生徒一人当たりの教育費の最低基準

を設定し、「一般教育補助金（General State Aid）」という州均衡交付金（包括補助金）で、所得再配分機能を果たす対応を行っているのが一般的である⁵⁾。それに加えて連邦政府から学校区に補助金が支出される三層構造となっている。そもそも連邦補助金は1965年の「初等中等教育法」によって、経済的・文化的に恵まれない子どもたちへの補償教育プログラムへの政策誘導的な補助金として出発した。それが近年、国としての国際競争力を担う人材の育成のために、州に働きかけて全国的な教育水準の確保を図る政策を強化してきているが、そのためのコントロールの手段となったのが連邦補助金（運営経費の約10%程度）である。連邦政府の教育補助金の支出先となる「州」や「学校区」は、その管下の学校が、教育補助金を活用して「学力の向上」など学校教育の質的向上を果たすという責任が課され、こうした「アカウンタビリティ」という事後評価による締め付けが有効に機能しているとされる。ただし、2002年の連邦法「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法（NCLB法）」は、米国憲法修正第10条の公教育の各州専決事項への連邦予算配分権の行使による介入であるとの批判も出されている。

事後評価への対応としては、公設民営学校であるチャータースクールや教育バウチャー制度の導入など各州の独自の取り組みがある。米国では合衆国憲法の規定（修正第10条）により、連邦政府には教育に関する権限が付与されていないことから、教育課程や指導方法について州や学校区を拘束することはできない。したがって、先に述べたように教育改革にあたっては、補助金支出の基準を、アカウンタビリティを厳密にすることで間接的にコントロールするのが基本的な手法である。学校は、教育改革の実施に当たって、多様な形態を導入することができ、1990年代から様々な改革対応の措置が講じられるようになってきた。その代表的なものが公設民営学校であるチャータースクールである。文部科学省『諸外国の教育改革の動向』（平成22年）によると、米国のチャータースクールは、全国的にみると、2008年10月現在、学校数で4～5%、在学者数で2～3%となっている。その設立の理由では大学進学準備を目的とするものが26%、次いで基礎基本を重視したプログラムが11%となっている。このような州等との契約によって実施されているチャータースクールの63%は自前の校舎をもっていないなど、教育環境としては、不安定さは否めない。チャータースクールも含めて公立学校でなければ、連邦政府からの財政的な援助は得られない。そこで、約10%を占める私立学校にも公的な財政支援を行うための方策として教育バウチャー制度がいくつかの州や地域で構想・実施されてきた。個人に学費に当たるクーポン券を与えるという仕組みによって、間接的な私立学校への財政支援を公的に行う道を拓く方便であるととらえることができる。なお、教育バウチャー制度については次章でさらに分析をすることとしたい。連邦政府による教育内容の共通化を前提に、学力を共通のテストで計測し（州が主体）、厳格なアカウンタビリティによる財政支援の配分によるコントロールを基本とし、それを実現するための教育の「市場化」が進められている。しかし、その結果はますますの貧富の差として現れ、国家の危機は深まっている⁶⁾。

一方、英国では、公教育に関して地方自治体の権限が強く、地方自治政府の教育担当部署である地方教育当局（LEA）が長らく学校をコントロールしていた。しかしながら、サッチャー保守党政権下の1988年の「教育改革法」により、地方教育当局の権限の縮小と学校の自主運営権（学校理事会制度の権限強化）と中央政府の権限拡充が実施された。サッチャー政権による改革を税財源の面からみても、地方税の一部を国税にし、国からの補助

金を拡大する仕組みに変更され、そのため、地方自治体の収入の61%が現在では、国からの補助金となっている（2007年度）。このようにサッチャー政権下の教育改革は、地方自治体への中央統制を強め、労働党の牙城とも言われた地方教育当局の公立学校教育への関与の縮減を狙ったものとみることができる。

1997年成立したブレア首相による労働党政権になると、保守党政権下で貧富の差が拡大した状況を打開するために教育と福祉との結合が政策的にすすめられた。このため地方教育当局も、新たに教育と福祉を合わせて取り扱う組織が確立され、地方当局（LA）と呼ばれるようになった。ブレア政権下では、サッチャー政権下での教育改革と同様、さらなる中央統制を強めるために教育財政の改革が進められた。それは、一般補助金の一部であった日本での地方交付税に当たる歳出交付金（Revenue Support Grants）の87%を削減して、2006年に「教育目的補助金（Dedicated School Grants）」という用途を限定した特定補助金を創設したことである。特定補助金は、地方当局が学校に配分するケースが多いが、学校は理事会の承認のもとに教員人件費や学校施設、教材等の予算執行を行う。配分された経費によって、中央政府の政策目標を実施するのは地方や学校であるが、補助金と業績評価によるコントロールを中央政府は効かせており、事後評価の徹底を図る仕組みを設けている。また、2008年には各省の持っていた特定補助金（教育目的補助金は除く）を一括補助金（Area Based Grants）とし、一般補助金的な使用を推奨している⁷⁾。

他方、地方の自主財源を吸い上げ、補助金化し、アカウントビリティという事後評価によって中央政府のコントロールを強化しようとする英国の動きとは対照的な方向を目指す国もある。フィンランドは地方自治体財政の自主財源と国庫補助金の割合は3対7であり、国庫補助金のほとんどが特定補助金であったが、1993年に用途に関する制限が緩和され、地方の財政の裁量性が高まり、地方分権が推進されている。さらに2010年の補助金改革によって各省が主管していた特定補助金を一括した財務省主管の一般補助金として配分される仕組みに変更された。教育省からの教育・文化補助金も一般補助金に統合されている。特定補助金として残っているのは、高校、職業学校等の教育サービスへの特定補助金である⁸⁾。

以上のように米英国そしてフィンランドもそれぞれの機関補助型の補助金制度を中心として、新たな状況に応じた教育財政改革を模索している。

3 我が国の「義務教育費国庫負担制度」の経緯と課題

1872（明治5）年の学制発布当時は、小学校は町村による公費・寄附及び保護者からの授業料徴収によって主に支弁されていた。その後、順次、国家的援助が拡大され、1900（明治33）年の小学校令の改正により4年制義務教育の授業料無償化が実現することに伴い、義務教育教員人件費への国庫補助金が整備され、その後、大正期にかけて、国庫補助金の充実を見たが、現在の義務教育費国庫負担制度の原型としては、1940（昭和15）年に国と地方との税財源制度変更の一環として、小学校教員の国庫負担が定額から定率となり、実額の1/2の特定補助金が成立したことを挙げることができる。このとき、併せて小学校教員の人件費負担責任が財政力格差による教育格差の是正を図るとの観点から、市町村から道府県に変わり、道府県への特定補助金の支出となった。この制度は戦後も1949（昭和24）年1月から定員定額制として再開され、1950（昭和25）年から1952（昭和27）年に

けてのシャウブ勧告により創設された「地方財政平衡交付金制度」に伴い廃止された一時期を除いて、今日まで基本的に維持されている。

1952（昭和27）年に復活制定され、1953（昭和28）年度より実施されている現行の「義務教育費国庫負担金制度」は、教材費を含む総合的な特定補助金であったが、1984（昭和59）年12月からの大蔵省の国家財政削減化方針に沿って人件費以外の義務教育費国庫負担金が削減された。さらに2002（平成14）年6月の経済財政諮問会議による三位一体改革骨子「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」で義務教育費国庫負担金2兆8千億円の一般財源化が示された。この結末はすでに述べたように1/3負担で制度維持がなされている。地方分権改革として権限とともに地方自治体での自由裁量が問われた。その一環として、2004（平成16）年から「総額裁量制」が新たに導入され、地方に配分される国庫負担金の総額の範囲内で、義務教育教職員の給与費や教職員定数の取り扱いについて地方の裁量が認められることとなり、これにより、地方自治体でのいわゆる上積み、横だしが可能となった。この改革は、包括補助金化としてこれを受け止めることもできる。これにより、教育上の政策課題となっていた「少人数学級の実施」などの都道府県の独自政策を実施することが可能となったのである。

実際の運用では、近年の地方財政の厳しい状況が加わって、国が定める人件費基準に満たない県が2008（平成20）年度には16県に至っている⁹⁾。また、臨時非常勤職員の構成比率の拡大が現象している。これについては、毎日新聞（2011年3月8日）¹⁰⁾の記事によれば、「公立小中学校の教員のうち、常勤や非常勤講師の「非正規教員」が今年度10万900人となり、教員全体の15.6%と過去最高になったことが文部科学省の調査で分かった。（中略）01年度から正規教員一人分の給与で複数の非常勤講師を雇うことができるようになるなど、制度的な変更も後押しした。01年度からは都道府県独自に、06年度からは市町村独自に国の基準（1学級40人）を下回る少人数学級の編成が可能となったことで、自治体が自前で教員数を増やしたことも拍車をかけた。」と指摘がされており、これら非正規教員の増大は、教育の質の低下に結びつくものであり、今後の改善が望まれる課題となっている。

ここで、義務教育費国庫負担金の支出根拠となる教職員定数についてみると、特定補助金である義務教育費国庫負担金は、教職員定数として積算される義務教育諸学校の教職員の給与費に対する国庫負担と概括できる。教職員定数は、義務教育諸学校、高校とも国法により標準的な算定基礎が定まり、これまで義務教育諸学校については、7次にわたり、また、高校については、6次にわたり、教職員定数の改善計画が実施されてきた。

義務教育諸学校の教職員定数について重点的に見てみると、1958（昭和33）年の義務標準法によって、学級規模と教職員配置の適正化を図る仕組みが整備された。つまり、学級規模を定め、それに応じた教職員の配置を行うという仕組みで、義務教育水準を維持するためのナショナル・ミニマムを設定しようとするものである。現在、我が国の学校の学級規模や教員一人当たりの児童生徒数は、欧米諸国に比して改善すべき状況にあり、学級編制基準の改善と教職員定数の充実は今後の大きな課題となっている。こうした状況の下で、2011（平成23）年度からは、小中学校の学級編制標準については、現行の1学級40人以下の標準を基本としつつ、小学校1年について、35人以下の学級編制を行う改善が図られたところである。今後、学年進行により、35人学級編制が実現することが喫緊の課題となっている。

こうした、義務教育諸学校における学級編制とそれへの負担補助の在り方については、「学級数」に基づく教職員の定数と配置ではなく、「児童生徒数」を算定基礎とすべきとの考えも成り立つが、全国的にみると小規模学校が増加しているなかで、児童生徒数に基づく配置では教職員数は確実に減少し、児童生徒数の減少が著しい地方への教育財政の支援は縮減することとなることから、全国的な観点からの教育の機会均等と教育水準の維持確保が困難な状況を生じることが明らかである。

また、1993（平成5）年から実施された第6次、2001（平成13）年から実施された第7次計画（2005（平成17）年完了）では、指導方法（T.T）、少人数指導という教育指導の多様化に応じた義務標準法以上の加配教職員措置が行われ、現在、基礎定数約64万人のうえに加配定数が約6万人も措置される配慮がなされている。時代の要請に応じた柔軟な教育政策を展開し、さらに都道府県および市町村の判断での学級編制と人員配置が可能な制度を作りだすことができるものとなっているのである。そして、社会政策的には「同和加配」を実施した時期もあり、また貧困家庭の集まる地域の学校には学校事務職員の義務標準法上（第9条4項）に貧困家庭に対する「就学援助加配措置」も制度化されるなど、きめ細かい制度設計となっている。

今後の課題としては、貧困地域での学力向上に向けた教職員配置を検討する必要がある。世界的な傾向としても貧困地域への重点対応は重要な教育改革上の要素になっている。例えば、英国での労働党政権下では1998年「教育改善行動地区」(Education Action Zone)、1999年「都市部教育改善地区」(Excellence in Cities)の指定、また教育困難地域への集中的な措置として公設民営学校「アカデミー」の制度も導入された。また、米国では公設民営学校「チャータースクール」や後述する教育バウチャー制度の導入理由に貧困地域への対策があげられている。さらに、フランスでも経済的・社会的・文化的に恵まれない地域への集中的な措置として「教育優先地区」や「優先教育ネットワーク」「成功希望ネットワーク」などの政策を次々と打ちだし、教員等の加配措置が実施されている（『諸外国の教育改善の動向』¹¹⁾）。

日本では、現行の教職員定数の算定基礎にこのような貧困地域での教育課題への政策的要素を加味し、義務標準法の改善を通し機関補助型の補助金制度において、現代的な課題に即応することが可能である。

近代公教育は、教育機会の平等、教育水準の確保、公教育の無償から成り立っている。教育財政として、その中心に位置する教職員の人件費を公共的・安定的に維持することが必要不可欠である。義務教育では、授業料が無償化され、無償の義務教育を保障するために、特定補助金である義務教育費国庫負担金制度がさまざまな経緯を経てなお維持されている。公共的・安定的な役割を果たしてきたのである。

では、今後、時代の要請に応じた制度設計をどのように構想することが可能なのか。

2005（平成17）年、中教審答申「新しい時代の義務教育を創造する」では「現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。」と述べられている。しかし、この答申の後、政府与党間合意（2005年12月30日）で「義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度は堅持する」として決着したが、国の負担率が1/3に引き下げられた。

このような状況のなかで、清原正義（2006年）は、義務標準法で定数が標準的な部分と

加配部分に分かれていることに注目し、定数算定方法が法定されている標準的な部分について都道府県負担に税源移譲すること、加配部分は改革のために文部科学省が、交付金措置をしながら留保するとの構想を示している¹²⁾。言わば政策誘導的な特定補助金の提言である。加配交付金について具体的な言及がないので詳細は不明だが、省が管理する包括的な特定補助金が想定されていると考えられる。小川正人（2006年）は、人件費のみならずその他の教育関係補助金を一括して、裏負担のない「包括的交付金」(教育特定交付金)を創設し、併せて都道府県費国庫負担制度を廃止し、広域的教育行政組織をつくり、そこに交付する見解を示している¹³⁾。小川正人の包括補助金化への見解は、文部科学省が2010（平成22）年に打ち出した教育一括交付金と趣旨を同じくし、また、新たな受け皿としての広域教育行政組織については鈴木寛前文部科学副大臣が提唱してきた30～50万人程度の「適正教育行政単位」構想¹⁴⁾や橋下徹前大阪府知事の進めた府北部5市町（人口65万人、109校の公立小中学校の教員数（約3千人）を対象とする。）への教職員人事権移譲の構想と親和性がある¹⁵⁾。

他方、補助金を出し、地方自治体の教育委員会や学校に自由な裁量（市場化も含めた）を認め、その代わりにアカウントビリティという事後評価でコントロールを効かそうという英米国型の手法は、地域格差や貧富の格差を改善できずにいる。教育においては、結果だけではなく、その過程でのきめの細かな学習・指導が重要であるが、事後評価を重要視する制度では、この点が不足しがちになる。事後評価を中心とする制度設計の問題点が、課題の改善をもたらさない要因の一つとしてある。定数管理と連動した機関補助型の補助金制度での改革が、課題の改善に有効性がある。その場合、公教育は中央統制によってではなく、地方分権により推進することが戦後教育改革以来の大原則であることは尊重されねばならない。地域があってはじめて学校がある構図を大切にし、教育機会の均等、水準の維持そして無償化について、時代の状況に応じながら、教育行財政を構想することが必要であろう。教育行財政は、国と地方との税財源論議のなかでしか、方向付けができない。まず、地方自治体財政の基盤の強化が重要である。現状の1/3義務教育費国庫負担・2/3地方交付税という混合型の補助金体制の弾力的運用（総額裁量制）では、地方財政の窮乏化の現状にあっては、地方における教育投資の縮小となり、教育費の太宗を占める教職員人件費の縮減につながるおそれが強く、教職員の臨時非常勤化の拡大等に見られるように、教育環境整備の劣化に結びついていくことは避けられない。補助金の類型にこだわることは重要であるが、同時に国と地方との税財源の配分にも着目する必要があると考える。

他方、教育財政についての新たな考え方である教育バウチャー制度の導入が、近年、日本でも繰り返し課題として浮上してきている。この新しい教育財政制度が、公教育の原則に対していかなる意味があるのか、次章で扱うこととする。

第2章 教育バウチャー制度

1 日本における教育バウチャー制度の論議経過

日本においては公設公営学校のみならず、学校法人立の諸学校も、とくに高等教育では公教育の有力な担い手として存在してきた。財政的にみると1976（昭和51）年より施行された私立学校振興助成法は、私立学校の自主性を尊重しつつ、公益性の観点からの厳しい

規制のなかで機関補助が実施されてきた。

他方、松下幸之助、加藤寛、渡部昇一、堺屋太一らが中心となって、新自由主義的な教育政策を展開した世界を考える京都座談会編『学校教育の活性化のための7つの提言』が出されたのは、1984（昭和59）年であった。その提言の中で、加藤寛が執筆した「教育の自由化について」においてミルトン・フリードマンを引用しながら、私立学校を選ぶ親は、税金と授業料という形で教育費を、二重払いをすることとなるが、このような二重払いを解消することが必要であるとの観点から米国の一部で実施されているクーポン制（教育バウチャー制度）を日本にも導入することを求めた。この提言には、独自の意見はみられず、ただただフリードマンの言葉のそのままの引用が導入の根拠となっている¹⁶⁾。二重払いの件については後述するが、日本における教育バウチャー制度の要求としては早い時期のものである。

また、塾経営者であった経歴をふまえて衆議院議員下村博文は、2003（平成15）年に教育クーポンを、「自由な教育の通行手形であり象徴でもあるのだ。アメリカなどでは、教育クーポンと同じバウチャー制度がいくつかの州で実践されている。中には、ある状況で公立学校を中退したら、その子供に割り振られている教育補助の三分の二の額を親に渡し、それで私立学校に行けるようにしているところもある。」と夢の通行手形であると教育バウチャー（クーポン）制度を評価し推奨した¹⁷⁾。

その後の日本での政府機関等の教育バウチャー制度をめぐる経緯については、樋口修資（2008年）が詳しく分析している¹⁸⁾。2004（平成16）年12月24日、規制改革・民間開放推進会議は「規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申」を取りまとめた。この答申では、教育分野について、経営形態の異なる学校間の競争条件の同一化（「教育バウチャー制度」について我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後十分な研究・検討を行う。17年度研究・検討開始。）や、学校に関する「公設民営方式」の解禁（「公私協力学校法人」方式【学校法人、株式会社、NPO法人等と地方公共団体が共同して設立する学校法人】による「公設民営学校」について17年度中に措置。また、公立学校の包括的な管理・運営を委託する方式について、行政事務の民間委託の基本的なあり方等に関する考え方の整理をふまえつつ、引き続き検討。）などが盛り込まれた。2005（平成17）年12月21日、「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」の取りまとめでも、バウチャー構想の実現（教育バウチャー制度について、「現在、教育の公的助成は学級数・教員数を基準とする機関補助となっており、学校で実際に提供されている教育サービスの質及びそれに対する児童生徒・保護者の評価が反映されず、学校側には改革努力のインセンティブが働きにくい。また、児童生徒一人あたりで見た場合、国公立学校に対して私立学校を大きく上回る公的助成が行われており、それが授業料の格差にも反映されている。（中略）我が国においても、特区での実験的導入の可能性も視野に入れ、児童生徒を基準とする予算配分に転換することが急務である」と指摘し、今後さらに積極的な研究・検討の実施。18年度に検討・結論）などが提言として盛り込まれた。

経済財政諮問会議（平成18年4月19日）に出された有識者議員提出資料（抜粋）には「教育バウチャーは、「官から民へ」の改革の一環であり、教育分野に競争原理を導入するとともに、教育を受ける側の教育均等と選択肢の拡大を実現し、いわば教育における利用

者主義への抜本的な転換を図るもの。低所得者への配慮の観点も踏まえ、平成18年度中に、導入に向けた工程について結論を得るよう検討を深める」と述べられている。

このような政府における論議を応援するように株式会社立学校の団体である「学校設置会社連盟」は「教育バウチャー制度の提言書」(2006年)を公表している。日本における教育バウチャー制度は、既に機関補助による公的補助制度のある学校法人立学校の問題であるよりは、新たに学校教育に参入しようとする株式会社への公的助成を実現することをねらいとするものであった。周知のように、憲法第89条では、「公の支配に属しない」教育の事業への公金の支出が禁止されており、「公の支配に属しない」株式会社立への公金支出は憲法違反のおそれが強いことから、教育バウチャーによる助成は、株式会社立学校への「機関補助」ではなく、それへの就学を希望する保護者や子どもたちへの「個人助成」によって、憲法違反の批判を回避しようとするものである。憲法第89条の規定を、個人への支出を名目として乗り越えようとするものである。

学校設置会社連盟は「バウチャーの原資には、(中略)①経常費(消費的支出)に対する公的支出を充てる。具体的には、私学助成金のうち私立大学経常経費補助、私立高等学校等経常経費補助等、国公立学校における運営費交付金、義務教育費国庫負担金等が対象となる。その上で、バウチャーには現状の支出総額の80~90%を用いることとし、財政支出の削減を図る。バウチャー総額を、対象となる地域・学校種ごとに総児童・生徒・学生数で頭割りし、児童・生徒・学生一人当たりのバウチャーを決定する。」としている¹⁹⁾。第1章で検討してきた義務教育費国庫負担制度等をバウチャーの原資として廃止し、80~90%の経費で学校運営を実施することができると学校設置会社連盟は語るのである。しかし、80~90%という積算の根拠は示されていない。しかも、配分は総児童・生徒・学生で頭割りするという。安く学校経営ができるという主張であり、安売り商店のチラシを見ているようである。果たして、米国等で先例となっている教育バウチャー制度は、このように単純なものだろうか。

これに対して、文部科学省は、一貫して教育バウチャー制度の導入については慎重であり、現在のところは「教育特区」による実験を認めるべきかどうか議論の俎上にのぼっているに過ぎない(なお、株式会社立学校の設立はすでに「教育特区」で特例的に認められているが、これらへの「私学助成」は当然のことながら行われていない)。文部科学省の対応等を検討する前に、米国の事例を二重払いの問題とともに論究したい。果たしてそれは自由な教育への「通行手形」であるのだろうか。

2 米国等における教育バウチャー制度の実態と課題

D.F.ラバリーは、「公教育が及ぼしている市民社会を維持発展させる効用などの社会的な機能から、郊外の学校に行こうと私立学校を選ぼうと、逃れることができない」と指摘している。確かに、米国では教育を私的財とみなす傾向が強まっている。「教育が個々の顧客にもたらす私的便益が強調されることにより、誰も教育の公益性を省みなくなっている—教育が国の政治・経済生活に必要な有能な市民と生産的な労働者を社会に供給していることを誰も重視しなくなっている。」とラバリーは分析している。そのうえで、ラバリーは、私的財とみなす者も、公教育が作り出す公共性のなかに生きているのであるから、その構造から脱出不能なのであるというコンセプトを強く突き出している²⁰⁾。

米国連邦教育省の調査によると、小学校からハイスクールまでの学校段階における公立学校在学者は就学年齢人口の89%、私立学校在学者は10%である。また、マグネットスクールやチャータースクール等により指定校以外の公立学校に在学している者は全体の15%を占めている（2003年）。このうち、公設民営学校であるチャータースクールは4568校、約134万人が学んでおり、学校数で4~5%、在学者数で2~3%となっている（2008年10月）²¹⁾。私立学校10%と地域の学校以外に就学する15%を合わせると、四人に一人は就学について何らかの学校選択を行っている割合となる。したがって、選択に伴う公的な財政措置が課題となる。

M&R.フリードマンは「人びと自身による自発的な活動というアメリカの強い伝統は、学校において親がより大きな選択の自由を持ってさえいれば、どんな偉大なことを達成できるかを、事実を持って証明するすぐれた多くの例を提供してきた。」と語った。そのためには私立学校への公的補助を可能とするクーポン制の導入が必要であると主張した²²⁾。

日本と相違して、米国では宗教系の学校が多い私立学校への国家的な補助が憲法の政教分離原則の観点から禁止されている。したがって、教育バウチャーは、個人へのクーポン（バウチャー制度）という支出の形態をとることで、私立学校への公的支出の道を拓くものであった。教育バウチャーを支持する論者の考え方の根底には、生徒（親）が持っているバウチャーの争奪をめぐる、学校間で競争が行われ、そのことを通じて教育市場が活性化することで教育の質が高まるという単純な楽観論がある。

フリードマンは1962年に『資本主義と自由』で無制限な教育バウチャー制度を提言した。その影響は、やがて1980年代以降の新自由主義政策に影響を与え、教育政策においても、市場主義的な政策が進められるようになった。そして、今日においてもその影響はさまざまな形で現れてきている。経済的な危機や国家財政の赤字肥大化などを背景として、英米諸国を中心に、1980年頃から、「福祉国家」から「小さな政府」への転換、そして国際競争力を担う人材の育成のための公教育の改革、その手段としての国家基準の設定とoutcome（成果）の厳密な評価（アカウンタビリティ）、それを中央政府がコントロールするための補助金支出という構図がつくられ、そのための構造改革が進められていった。

このような政策の展開の中に位置づけられる教育バウチャー制度は、私立学校を含めた学校選択の推進方策として位置づけられ、そのための公的な財政支出策としていくつかの地域で実施されてきた。2009年3月時点で、米国では、オハイオ州など6州とワシントンD.C.において9の制度として実施されている。ただし、障害のある児童生徒や低所得出身者に対象が限定されているケースがほとんどであるとされる²³⁾。

その実相について、白石裕（2004年）は、ウィスコンシン州ミルウォーキー市のバウチャー制度を事例として紹介している。すでに第1章で米国の教育財政制度は教育税、州財政、連邦政府補助金の三重構造によって成り立っていることを示した。さらに、合衆国憲法や州憲法には国教樹立禁止条項があり、このため私立学校への公的補助が不可能となっている。教育バウチャー制度はこの憲法違反を迂回するために発明された装置である。しかし、個人にクーポン券を配ろうともそれは憲法違反ではないか、という議論は当然のごとく起こり、実施された学区、市、州ではそのほとんどで裁判となっている。

ミルウォーキー市においても裁判が起こされ、州最高裁判所にまで持ち込まれた。ミルウォーキー市は貧困なマイノリティが非常に多い都市であり、また人種別学の様相を呈し

ている。このようななかで貧困家庭の子どもたちの15%に対して宗教学校を含めた私立学校への入学を認めた上で、小切手を就学先学校へ送付して親が裏書きする方法での「ヴァウチャープログラム」が実施された。この制度は州最高裁判所によって1998年に合憲判決がだされた。また、連邦最高裁判所に持ち込まれたオハイオ州クリーブランド市のバウチャー制度も2002年6月に合憲判決が出されている。その決め手は、ミルウォーキー市と同様、貧困家庭の子どもを対象とする教育援助として教育バウチャー制度が設定されたことにあると、白石裕は分析をしている²⁴⁾。

教育バウチャー制度の発祥の地である米国では、貧困家庭の子どもたちへの教育支援策としてのみ、つまり福祉政策として活用する場合についてのみ教育バウチャー制度が容認されていることは重要な視点である。ただし、貧困地域から抜け出して私立学校に行った子どもだけではなく、残された子どもの教育課題の検証も併せて行う必要がある。さらに、連邦政府の補助金ではなく、州財政の執行にかかわる教育財政の問題である点に注意を要する。

その他の国や地域での教育バウチャー制度の中でも代表的な事例はチリのピノチェット軍事政権が1980年代に全国的に実施した教育バウチャー制度を挙げることができる。それによって教育環境の不安定化をもたらし、また質の向上にも疑問が持たれている。フリードマンらのシカゴ学派の訓育を受けて、1973年のクーデタにより政権を奪取したピノチェット軍事政権においてチリの経済、教育政策を担った留学生たち（シカゴ・ボーイズ）は教育バウチャー制度の全国的な導入を実施した。しかし、この制度の導入は、教育水準の向上にはつながらず、階層による格差は拡大固定された。一方で私学が拡大し、親の学校選択の自己満足感は高まった。しかしながら、教育の公正の観点からは問題があり、軍事政権崩壊後の対応では、教育バウチャー制度を前提にした格差是正対策を始めることとなった。

齊藤泰雄（2006年）は、世界中でチリが最も教育の民営化の進んだ国の一つであるといえる、としている。それでも基礎・中等教育段階では私立校は50%前後が限界であると指摘する。その理由の一つとして挙げているのは、農村部では私立学校の進出がみられないこととともに（チリ全体の四分の一の自治体には私立学校が存在しない）、「全体のシェアの半分近くまでに拡大した私立学校は、公立学校に対する相対的な比較優位性、稀少性など、社会的差別化のイメージを維持しにくくなった」とある²⁵⁾。フリードマンの競争がどこまで続き、より良いものが生まれるという幻想は、弟子たちの一国規模での実験によって打ち破られた。チリでの全国的な規模で実施した教育の自由化は軍事独裁の政策として実施された点も見落としてはならない。

チリ以外で実施されているニュージーランドについても階層化の現象が見られるとの分析もあり²⁶⁾、一律の導入は公教育の機会均等、教育の水準の維持向上をもたらさない教育財政制度であると考えられることができる。

次に、私立学校に就学する者は私学への授業料と税金との二重払いをしているとの論点を整理し、それに対して考察したい。フリードマンは、教育バウチャー制度によって「今日親が学校を選択するにあたってその自由を制限されることになっているあの財政的な罰金、すなわち学校教育のための税金を支払い、それと同時に私立学校の授業料も支払わなければならないという罰金の、少なくとも一部は取り除かれることになるだろう。」と主張

している²⁷⁾。

これに対し、ラバリーは、以下のように痛烈に反論を行っている。その基底には最初に述べた社会を維持している公教育の役割の認識がある。

「子どもを私立学校に通わせている親たちは、自由市場主義者がしばしば主張するのは異なり、子どもの教育に関して2度（1度目は私立学校の授業料として、2度目は公立学校を維持するための税金として）授業料を払っているわけではない。そうではなくて、まず私的財としての教育に授業料を支払い、そのうえで公共財としての教育にも授業料を支払っているのである。これに対し、公立学校に子どもを通わせる家族は、1度だけの支払いで両方の授業料を賄っているのである。（中略）このように強制手段を用いて公教育を維持するのであれば、公教育の集合的便益を享受しながら、公教育を維持することには手を貸さないということが許されることになる。要するに公共財にただ乗りすることが認められるようになるのである。」²⁸⁾

税金をめぐって一方は罰金で二重払いをさせられていると嘆き、他方は税金を払わないのはただ乗りだと反論する。近代公教育に、国家や市民社会の形成者を育成する（わが国では、教育基本法第1条に規定）との「規定性」がある以上は、ラバリーの主張が理に適しているといえよう。

3 日本に立ち戻って

日本では、1984（昭和59）年9月に当時の中曽根首相の下で教育改革に関する審議機関として発足した臨時教育審議会において教育バウチャー制度について論議された。これが再度、俎上に載るのは2004（平成16）年12月の規制改革・民間開放推進会議第1次答申で教育バウチャー制度の導入に向けた検討の開始が提言されてからである。これはすでに見てきたとおりである。文部科学省は2005（平成17）年10月から「教育バウチャーに関する研究会」（座長 小川正人）を発足させた。2006（平成18）年5月16日の「教育バウチャーに関する検討状況について」において課題の論点整理が行われ、日本での教育バウチャー制度の導入の困難さが示されている。日本では私学助成が行われているため、教育バウチャー制度による利害は、教育特区で実施されてきた株式会社立学校への公的資金の投入が憲法第89条によって禁止されている状況を、個人への教育バウチャー制度導入によって迂回的に実施しようというところにある。

「教育特区」で株式会社立中学校として、2004（平成16）年4月に岡山県御津町に開校した朝日塾中学校は、進学目的に特化し学習指導要領にとらわれない独自のカリキュラムを採用したが、私学助成が対象外であることや税制上の優遇措置がないことなどから、経営不振となり、2011（平成23）年4月より学校法人に転換し、私学助成を得ながら学校経営を継続している。鳥海十児学園長は「公的支援なしに株式会社が全日制・通学制の中学・高校を運営するのは無理。」とコメントを寄せている²⁹⁾。この一事例からみても、株式会社立学校は公共性、継続性、安定性を確保することができないことが明らかとなった。また、公的支援に関して、教育バウチャー制度により公的補助を受ける場合、対象となる私立学校は入学選考の有無だけでなく授業料徴収の有無など、義務教育段階では公立公営

学校との制度上の均衡も大きな検討課題となる。

教育バウチャー制度の導入の議論は断続的に浮上してきている。例えば、日本生産性本部は民主党政権の発足に合わせて「より良い税財政政策の実現に向けて」を公表した³⁰⁾。その7つの提言の中の提言6には「教育の機会均等を保障しながら有能な人材を育成していくためには、義務教育期間から高等教育までの間、所得税や住民税の非課税世帯など一定所得以下の世帯に必要な教育費（塾費および授業料）分の教育バウチャーを支給すべきである。」(経済活性化特別委員会 委員長加藤寛)と提言されている。ここでは、米国の例に倣い、貧困世帯への重点的な施策として主張されている。しかし、民主党政権成立後、教育政策の展開においては、高校授業料無償化の実現や子ども手当等の実施が行われるようになったことは特筆すべきことであり、教育の格差是正の財政措置が進められている。これに加えて高等教育での授業料の改善や返還の必要のない奨学金の拡大を実施することにより、教育バウチャー制度という制度変更をとまなう施策を実現する必要性は乏しくなることが予想される。それが将来的には、公教育の無償化に至る道である。ましてや、塾経費目的の教育バウチャー制度を緊急提言する必然性は薄いといわざるをえない。

また、大阪府の橋下知事は2009（平成21）年2月4日、記者会見で府内の公立、私立間の授業料の格差を減らすため、保護者に差額分を支給する教育バウチャー制度の導入の検討を教育委員会に提案したことを明らかにした。公立高校の再編縮小を含んだ新自由主義的政策を、強引にすすめようとしている姿勢が見える。日本における教育バウチャー制度の構想の多くは、米国で実際に導入されている貧困家庭の子どもへの福祉政策に基づく例外的な施策ではなく、階層格差を拡大する新自由主義的なものであると結論づけることができる。このような導入については、樋口修資³¹⁾や嶺井正也等³²⁾がその問題点を厳しく指摘している。

おわりに

教育財政に関する現代的な課題として、機関補助としての教育補助金の現状と課題を整理し、個人補助を基本とする教育バウチャー制度の問題点を論じた。論点の一つは、機関補助のあり方とその改善策、そして個人補助の近代公教育における課題と法体系上の問題である。二つに義務教育費国庫負担制度と教職員定数管理との関連性と、現代的な課題へのより柔軟な取り組みの必要性、そしてそれは一律的な児童生徒数に基づく財政措置の考えからではなく、地域や家庭環境を加味した総合的な政策による改善が必要であることを検証した。さらに、非公立学校である学校への公共性の維持のための公的補助をどのように構想すべきかの論議も付加した。

今日の課題とは何か。『平成21年度 文部科学白書』³³⁾はタイトルを「わが国の教育水準と教育費」として教育費の分析をしている。そのなかでOECD平均より低い公的財政支出の現状とともに、経済的な格差が教育格差に結びついていることから、一層の公的支出の必要性を訴えている。これまで見てきたように日本だけではなくいずれの国でも貧富の格差と教育格差との関連による問題はきわめて厳しい状況にある。その背景には、経済のグローバル化などの新たな現実のなかで、近代国家像の揺らぎがあり、それに伴って公教育の在り方への疑問が生じていることも確かである。その中で、新自由主義的な教育財政

政策の典型である個人補助型の教育バウチャー制度によってさらに学校選択制を進め、教育の市場化を実現しようとする動きもあらわれている。しかし、教育バウチャー制度が実際に行われている国家、地域を分析することで、この教育財政制度が、近代公教育を改善するものではなく、むしろ劣化させる要素があることを提示した。それは、教育の機会均等と全国的な教育水準の維持向上を阻害する教育財政の一政策といえよう。日本に持ち込まれようとしている教育バウチャー制度には、公教育もすべて「私事」であるという発想の転換を基にした、近代公教育の「公共性」の否定につながるものがあり、危惧を抱かざるをえない。

公立学校及び私立学校に対して機関補助型の教育財政の枠組みを通して、貧困等による教育格差などの焦点課題を改善していくことのなかに、現代教育財政の政策的方向性があるといえるのではないか。

- 1) 樋口修資『教育委員会制度変容過程の政治力学』明星大学出版部 2011(平成23)年 38～40頁
- 2) 深澤暎司「特定補助金をめぐる改革」『調査と情報』第661号 国会図書館 2009年11月24日 1～12頁
- 3)「ひもつき補助金の廃止と一括交付金化に関する提言」民主党地域主権調査会会長武正公一 2010年11月18日
- 4)「一括交付金化に係る関係府省ヒヤリング」の概要 第3回地域主権戦略会議資料 平成22年3月31日
- 5) 堀武郎「ニューヨーク市初等中等教育の財政構造と特質」『社会科学研究』59号 山梨学院大学 2008年3月 163～184頁
- 6) 文部科学省『諸外国の教育改革の動向』ぎょうせい 平成22年4月
- 7)「英国の地方自治・補助金」<http://www21.atwiki.jp/jlgc/pages/39.html> 2011年11月29日閲覧
河合宏一「英国における補助金一般財源化の動向」『地方財政』2009年6月号 地方財務協会 230～240頁
- 8) 横山純一「フィンランドにおける2010年の国庫支出金改革と自治体財政の状況」『開発論集』第87号 北海学園大学開発研究所 2011年3月 95～119頁
小田島真「フィンランドの基礎的公共サービスを支える地方行政制度」『月刊自治研』vol52,no608 自治労システムズ 2010年5月号 50～57頁
- 9) 文部科学省『平成21年度 文部科学白書』佐伯印刷株式会社 平成22年 164～166頁
- 10)「公立小中教員「非正規」最多の15%に 人件費抑制で」『毎日新聞』2011年3月8日
- 11) 文部科学省『諸外国の教育改善の動向』ぎょうせい 平成22年
- 12) 清原正義「義務教育の費用負担と比較研究への視点」『比較教育学研究』33 日本比較教育学会 2006年 3～14頁
- 13) 小川正人「義務教育費国庫負担金改革の争点と分権型教育行政システムの構想」『教育改革と地方自治』日本教育政策学会年報第13号 2006年 8～25頁
- 14) 鈴木寛文部科学省副大臣記者会見 2009(平成21)年10月22日
- 15)「大阪府の教員人事権移譲」『日本教育新聞』2011(平成23)年7月11日
- 16) 世界を考える京都座談会編『学校教育の活性化のための7つの提言』PHP 1984年 50～53頁
- 17) 下村博文『学校を変えろ！「教育特区」』大村書店 2003年 184,185頁
- 18) 樋口修資「第12章 教育行政と行財政改革・規制改革」『教育行政と学校経営』明星大学出版部 2008年 448～452頁 以下のようにメリット・デメリットを分析している。
「教育バウチャー制度については、i.学校選択の幅が拡大すること、ii.学校間における競争原理の導入により教育の質が向上すると期待されること、iii.国公立と私立学校の公的支援の格差が是正されること、などのメリットが指摘されているが、他方、この制度の問題点、デメリットとしては、i.地域間・学校間の教育水準に格差が生じ、教育における公正性の面で問題があること、ii.現在の財政状況の下では、「公私間の格差の是正」により、公立学校教育への財政支出が大幅に減少するおそれがあり、公立学校の教育水準の低下が避けられないこと、iii.学校の維持運営は児童生徒数にか

かわらず一定の運営に要する経費が必要であって、たとえば、過疎地では児童生徒数が少ないことからバウチャーによる財政支援だけでは学校が維持できなくなるおそれがあること、iv.バウチャーの前提となる学校選択により、学校の児童生徒数の見通しが逐年変化することから、中長期的な学校経営の計画が立てられなくなり、安定的・継続的な教育の提供が困難となるおそれがあること（さらに、選択されない学校施設は遊休化することから、中長期的な施設建設が不可能となること）、v. 諸外国と同様に、私立学校を含めたバウチャーを実施することとなると、私立学校に対するカリキュラムへの公的規制や児童生徒の入学制限の撤廃（バウチャーでは、オープン・アドミッションが前提）などを求めることとなり、私学の自主性を尊重する観点からも問題となるおそれがあること、vi.バウチャーにより恩恵を受けるのは、これらの情報にアクセスしやすい高所得・高学歴層であり、導入により格差が増大するおそれがあること、などが指摘できる。」

- 19) 学校設置会社連盟「教育バウチャー制度の提言書」2006年10月2日
<http://www.jaemo.net/pdf/200610teigensho.pdf#search> 2011年11月29日閲覧
- 20) D.F.ラバリー「脱出不能」『変動社会のなかの教育・知識・権力』新曜社 2000年 113頁
- 21) 文部科学省『諸外国の教育改革の動向』ぎょうせい 平成22年 17～72頁
- 22) M&R.フリードマン『選択の自由』日経ビジネス文庫 2002年 363頁
- 23) 文部科学省『諸外国の教育改革の動向』ぎょうせい 平成22年 17～72頁
- 24) 白石裕「教育ヴァウチャーの合憲性」『早稲田大学大学院教育学部研究科紀要』第14号 2004年3月101～114頁
- 25) 齊藤泰雄「教育バウチャーの効果と限界—南米チリ25年の経験」『比較教育学研究』33 日本比較教育学会編 2006年 75～92頁
齊藤泰雄「教育バウチャーの効果と限界—南米チリ25年の経験から」『教育バウチャーに関する研究会 第7回配布資料2』平成18年10月30日
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/shiryo/07032018.htm 2011年11月29日閲覧
- 26) 文部科学省「教育バウチャーに関する検討状況」平成18年5月18日
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/010/houkoku/07031331.htm
2011年11月29日閲覧
- 27) M&R.フリードマン『選択の自由』日経ビジネス文庫 2002年 368頁
- 28) D.F.ラバリー「脱出不能」『変動社会のなかの教育・知識・権力』新曜社 2000年 131頁
- 29) 「株式会社中学 助成なく 経営不振で学校法人に転換」『日本経済新聞』2011年10月3日
- 30) <http://activity.jpc-net.jp/detail/01.data/activity000948/attached2.pdf> 2011年11月29日閲覧
- 31) 樋口修資「第12章 教育行政と行財政改革・規制改革」『教育行政と学校経営』明星大学出版部 2008年 448～452頁
- 32) 嶺井正也・中川登志男『学校選択と教育バウチャー』八月書館 2007年 110～132頁
- 33) 文部科学省『平成21年度 文部科学白書』佐伯印刷株式会社 平成22年 21～25頁